

# 中種子町中小企業等事業緊急支援金

## (1) 概要

中種子町では、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている町内の中小企業者等（法人、個人事業者）の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

## (2) 対象事業者

次の各号のすべてに該当する中小企業者等が対象となります。

- ① 町内に本店又は事業所を置き、別表1（裏面）の製造業、小売業、飲食・宿泊業、サービス業、茶・花き生産、漁業を営む事業者
- ② 令和3年3月から令和3年6月までのうちの1か月の事業収入が、令和元年又は令和2年の同月と比べて10%以上減少している事業者
- ③ 事業収入が全収入の2分の1以上である事業者
- ④ 納税地を町内に置き、今後も町内で事業継続する意思のある事業者

※ 中種子町暴力団排除条例に規定されている暴力団員等や宗教上の組織若しくは団体等は対象となりません。

## (3) 交付額

1事業者につき一律20万円

※ 1つの法人又は個人で複数の事業所を置いている事業者は、それぞれの事業所で確定申告をしている場合に限り、事業所ごとに一律20万円を交付します。

## (4) 申請書類

以下の書類を申請書に添付して申請してください。なお、申請書の様式等は6月下旬に中種子町ホームページに掲載予定です。

- ① 2019年又は2020年確定申告書控えの写し（法人の場合は全事業年分）
  - ※ e-Taxを通じて申告している場合、これらに準じる書類の写し
  - ※ 住民税のみの申告者は、住民税申告の控えの写し
- ② 事収入が減少した月の売上台帳等の写し
- ③ 通帳の写し（通帳を開いた1、2ページ目）
- ④ 身分証明書の写し（個人事業者の方）

## (5) 申請期間

令和3年7月1日（木）～9月30日（木）

## (6) 申請先

- ① 商工業事業者及び漁業者の方：中種子町商工会（会員以外も申請可）
- ② 茶・花き生産者の方：役場農林水産課

※ 申請書を提出する際は、事前予約をお願いします。

## (7) 問い合わせ先

- ① 中種子町商工会 電話：27-0222
- ② 役場 電話：27-1111
  - ・ 企画課商工観光係 内線231
  - ・ 農林水産課農政係 内線253
  - ・ " 林務水産係 内線202

別表 1

製造業	酒造店, 畳店, 石材店, 木工所, 鉄工所, 食品店, 澱粉工場
小売業	商店, 自動車整備工場, 薬局, 給油所, 農機具店, 花屋, ペットショップ, 新聞販売所, 雑貨店, 建材店, ガス屋, 自転車店, 電器店, 化粧品店, 書店, 金物店
飲食・宿泊業	飲食店, スナック, ホテル, 旅館, 民宿
サービス業	理容・美容室, エステ, ネイルサロン、整骨院, 旅行代理店, 塾, レンタカー, タクシー, 清掃店, クリーニング店, カラオケ店, ペットサロン, 写真店, 福祉介護サービス事業者
茶・花き生産	茶・花き生産に従事している者
漁業	漁業に従事している者
その他	特に町長が認めるもの